

義務教育費国庫負担制度の存続と 更なる充実を求める意見書案（案）

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

また、「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上に負うところが大きいところでもある。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

三重県議会議長　中　村　進　一

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

總務大臣

文部科学大臣

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善 計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案（案）

平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

一方で、学校教育の現場では、教員が教科指導のほかに、生徒指導、部活動指導等を一体的に担っている状況であるとともに、暴力行為や不登校など児童生徒を取り巻く諸課題は複雑化・多様化している状況にもある。加えて、増加傾向にある日本語指導が必要な児童生徒や障がいのある児童生徒など多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応も求められている。

これら山積する教育問題の解決を図り、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、それに伴う計画的かつ安定的な教職員の定数改善を行うとともに、教育予算を拡充し教育条件の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

文部科学大臣

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案（案）

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えており、

平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもの割合は、依然として高止まりの傾向となっている。また、高等学校段階においては、「高校生等奨学給付金」制度が創設されたものの、高校生等奨学給付金の対象とされる低所得世帯を除けば、高等学校等就学支援金で相殺される授業料以外の入学科料や教材費、部活動のための経費等は、依然として保護者等が負担する必要がある。

更に、高等教育段階における貸与型奨学金については、その返還が大きな負担となっており、新たな給付型奨学金の創設が強く求められている。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

学校における防災対策の充実を求める意見書案（案）

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部において、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海トラフ巨大地震の発生確率は、70%程度となっている。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等は着実に進められている一方、公立学校施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策はより一層の推進が求められている。

また、学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時には地域住民の避難所となることが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。この面からも、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した学校施設の耐震性・耐火性など安全対策の確保、避難者の生活を支えるトイレや自家発電設備など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄及び避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

三重県議会議長　中　村　進　一

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災）